

に い が た し
新潟市

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も
とも い じょうれい
共に生きるまちづくり条例

へいせい ねん がつ にち こう ふ
平成27年10月1日公布
へいせい ねん がつ にち し こう
平成28年 4月1日施行



にいがたし す だれ しょう しょう ひと たい りかい ふか はな あ
新潟市に住んでいる誰もが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いに
より互いの立場を理解することで、誰もが安心して暮らせる新潟市づくりを進めます。

1. 条例の目指す社会

障がいのある人もない人も、新潟市に住んでいる誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。

2. 障がいを理由とした差別の禁止

市・事業者に対して、障がいを理由とした差別（不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供）を法的義務で禁止しています。実際に差別が起きてしまった場合、差別を受けた方と差別を行った方の双方の話し合いにより解決を図ります。



不利益な取り扱いとは・・・

正当な理由がないのに、障がいがあるということ、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けること（障がいのない人と異なる取り扱いをすること）をいいます。



社会的障壁の具体例

3cm程度の段差でも、車いすは進めません。

合理的配慮の不提供とは・・・

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、または意志の表明がなくても配慮が必要なが分かった場合などにおいて、「社会的障壁」を取り除く合理的な変更や調整を行わないこと（大きな負担が生じる場合は除く）をいいます。



合理的配慮の好ましい例

視覚障がいのある人に対し、書類などの内容を確認しながら説明する。

3. 市民の理解の促進

市は、障がいのある人の生きづらさや差別感を解消するため、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組み（パンフレット等の発行・研修の実施など）を行います。

市民は、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。

4. 相談体制と助言・あっせん、勧告、公表の仕組み

差別を受けた場合などには、誰でも専門の窓口で相談することができます。相談により解決しない場合、助言・あっせん、勧告、公表などの方法により解決を図ります。

